



## 定期健康診断の結果から

学校保健安全法施行規則では、学校では6月30日までに指定された健康診断を終えなければならないとされています。

昨年度は、新型コロナウイルスの影響で2学期からの開始となり、年度末までに終わればいいという通知が文科省からあり、本校でも2学期から開始いたしました。しかし、今年度は6月3日の耳鼻科検診をもってすべての健康診断を終えることができました。ただし、健康診断はあくまでもスクリーニングテストなので、診断の結果に応じて、医療機関を受診していただき適切な助言をいただいたり、場合によっては精密検査や必要な治療をしていただいたりするなどして、早めの措置を執っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

このたび、歯科検診の結果について、昨年度と今年度のデータを比較いたしましたので、ご紹介いたします。表中の数値は、その学年、もしくは全体の受診者数に対する該当者の割合を示しています。

	年度	1学年	2学年	3学年	全体
歯・口の健康状況が良かった人	R2	82.6%	69.8%	61.0%	71.4%
	R3	71.8%	76.2%	67.8%	71.9%
未処置のむし歯がある人	R2	4.7%	14.8%	17.6%	12.2%
	R3	10.7%	6.6%	15.8%	11.0%
CO(要観察歯)があった人	R2	14.8%	17.4%	19.9%	17.3%
	R3	15.3%	9.9%	11.6%	12.4%
歯垢(しこう)の付着があった人	R2	14.1%	11.9%	13.7%	13.3%
	R3	13.6%	11.9%	12.3%	12.7%
歯肉の炎症があった人	R2	6.2%	2.0%	8.9%	5.7%
	R3	4.5%	4.6%	3.4%	4.2%
ZX(歯石)があった人	R2	5.1%	7.3%	11.0%	7.6%
	R3	5.1%	4.6%	7.5%	5.7%

※来年度のデータで、現在2年生の1～3年生の状況の変化を分析することができます。

## 【集計表から】

### ●全体

・年齢が上がるごとに「歯・口の健康状態が良かった人」は減ると同時に、「未処置のむし歯がある人」は増えています。良好な健康状態を維持することが困難であると同時に、気付かないうちにむし歯ができていることが考えられます。このような健康診断の機会をチャンスと思って、歯医者に行って診てもらってください。

### ●3年生

- ・未処置のむし歯がある人が増えています。歯医者さんで診てもらってください。
- ・要観察歯がある人が明らかに減っていることから、歯磨き・食習慣により改善されたことが考えられます。
- ・ただし、歯垢の付着があった人・歯肉の炎症があった人は若干増えていることから丁寧なブラッシングが徹底されているとは言い切れません。
- ・歯石があった人は減っていません。歯医者さんに行って歯石をとってもらうことを検討してください。

### ●2年生

- ・未処置のむし歯がある人が増えています。歯医者さんで診てもらってください。
- ・要観察歯がある人・歯垢の付着があった人・歯肉の炎症があった人がすべて減っていることから、丁寧なブラッシングを心がけている人が増えていると思われます。
- ・歯石があった人も減っています。歯医者さんに行って歯石をとってもらった人がいると思われます。

### ●1年生

- ・歯・口の健康状況が良かった人・未処置のむし歯のある人を見ると、昨年度の1年生(現在の2年生)より思わしくない状況ですが、来年度、今よりいい状況になれるよう、本校の保健指導をしっかりと受けて実践してください。

※ 6月4日発行の保健だより「歯・口の健康づくり Part1」では、先の表中のそれぞれの項目の中に出てくる用語の説明や、その項目に対してどのようにしたらいいかが掲載されていますので、ぜひご参照ください。本校HPでも閲覧できます。

## 風水害 – 必要な避難をためらわない –

昨年度、東京地方は大きな風水害による被害を受けるということはありませんでしたが、今年度は分かりません。日常的に「想定外を想定する」生活が必要になってくるかと思います。

さて、昭和36年に制定された災害対策基本法では、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる」旨が規定されました。

しかし、平成30年7月豪雨では、次々と押し寄せる大雨(のちに線状降水帯と報道されるようになりました。)により、岡山県・広島県・愛媛県を中心に河川の氾濫、土砂災害等が多数発生し、死者・行方不明者が200名を超える大惨事となりました。この未曾有の豪雨災害を教訓とし避難対策の強化を検討するため、国が設置する専門家の会議では、目指す社会として、「住民が『自らの命は自らが守る』意識をもって、自らの判断で避難行動をとるという住民主体の防災意識の

高い社会を構築する」必要性を示しました。この報告を踏まえ平成31年3月に「避難勧告等に関するガイドライン」を改定し、居住者等が災害時にとるべき避難行動が直感的に分かるよう避難情報等を5段階の警戒レベルに整理し、分かりやすく情報提供できるよう改善しました。

しかし、それでも令和元年の台風第19号では、河川の142箇所が決壊し、同時多発的かつ広範囲に甚大な被害が発生しました。この豪雨においても、避難をしなかった、もしくは避難が遅れたことによる被災や、豪雨・浸水時の屋外移動中の被災、また高齢者等の被災が多く、いまだ住民の「自らの命は自らが守る」意識が十分であるとは言えないと分析されました。また、避難勧告で避難しない人が多いことや、警戒レベル4の中に避難勧告と避難指示(緊急)の両方が位置付けられて分かりにくいという問題も顕在化しました。

そこでこのたび、災害対策基本法を改正するとともに、警戒レベル4の避難勧告と避難指示については「避難指示」に一本化し、これまでの避難勧告のタイミングで避難指示を発令することとしました。また、警戒レベル5を「緊急安全確保」とし、災害が発生・切迫し指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険であると考えられる場合に直ちに安全確保を促すことができることとするなど、避難情報が改善されました。併せて、従来の「避難勧告等に関するガイドライン」を、「避難情報に関するガイドライン」に名称変更しました。

概要は以下の通りですが、警戒レベル3以上の避難情報等は市区町村が発令します。

警戒レベル	旧 避難情報等	新 避難情報等	住民がとるべき行動
5	災害発生情報	緊急安全確保	<u>命の危険</u> <u>直ちに安全確保</u>
4	避難指示(緊急) 避難勧告	避難指示	<u>危険な場所から全員避難</u> ・過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難をしておく。 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。
3	避難準備・ 高齢者等避難開始	高齢者等避難	<u>危険な場所から高齢者等は避難</u> ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難をする。
2	大雨・洪水・ 高潮注意報	大雨・洪水・ 高潮注意報	<u>自らの避難行動の確認</u> ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認する。
1	早期注意情報	早期注意情報	<u>災害への心構えを高める</u>

なお、本校の防災計画(震災編)、防災計画(風水害編)も改定し、ホームページ上に掲載しております。その、防災計画にも記載しておりますが、荒川区では、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令した場合のほか、震度5以上の地震を観測した場合は、子どもを保護者に引渡すことと定めています。また、台風上陸の場合などは、状況によっては、暴風圏に入る前に地区別集団引率下校をさせたり、暴風圏が過ぎ去るまで学校で留め置いたりする場合などもあります。詳しくは、ホームページをご覧ください。

なお、朝登校時に気象庁発表の警報が発令されている際の対応につきましては、5月25日に配布いたしました「気象警報が発令されたときの対応について」に記載しておりますが、要点は右記のとおりとなります。

	午前6時の荒川区の警報等の状況	授業形態	対応	給食
1	特別警報 大雨(土砂災害、浸水害)、 暴風、暴風雪、大雪	臨時休業	情報に注意し、各家庭において身の安全の確保を行う。	なし
2	警報 洪水警報	午前授業	事前に避難方法を各家庭で決め、状況に応じた行動をとる。	なし
3	警報 暴風警報 暴風雪警報	午前授業	午後の授業実施については、午前11時の気象情報により午後の授業の実施を判断する。	なし

※午前6時の段階で、給食食材等の搬入を止めることはできませんので、生鮮食品等は廃棄となります。

	午前11時の荒川区の警報の状況	授業形態
1	暴風警報、暴風雪警報が継続	臨時休業
2	暴風警報、暴風雪警報の解除	5校時より

## 5月のeライブラリの活用状況

5月19日の三中だよりで「4月のeライブラリの活用状況」についてお知らせいたしました。同じ集計形式で、5月の活用状況をお知らせいたします。

### 4月の活用状況(5月19日「三中だより」からの再掲)

順位	確認テスト	
	学年	実施回数
1	1	9
2	3	6
3	1	2(4名)
	2	2(1名)
4	3	1(1名)

順位	ドリル学習	
	学年	学習回数
1	1	145
2	2	113
3	1	69
4	1	50
5	3	46

順位	解説教材・確認問題	
	学年	学習回数
1	2	16
2	1	12
3	3	9
4	1	8(3名)
	2	8(2名)

### 5月の活用状況

順位	確認テスト	
	学年	実施回数
1	3	15
2	1	7(2名)
3	1	6(1名)
	2	6(1名)
	3	6(1名)

順位	ドリル学習	
	学年	学習回数
1	1	211
2	2	171
3	1	156
4	1	145
5	1	144

順位	解説教材・確認問題	
	学年	学習回数
1	2	82
2	1	49
3	3	30
4	2	28
5	3	25

4月は日数が少なかったこと、5月初旬には定期考査がありゴールデンウィーク中に学習したことなどが要因と考えられますが、明らかに4月よりも5月の方が、活用回数が増加していることが分かります。また、表では示しておりませんが、活用人数につきましても、特に1年生で4月よりも5月の方が21人増加しております。これは、入学当初には慣れていなかった子どもたちが使い始めたとも考えられます。今後、「三中てらこや」でeライブラリに取り組む子どもたちは、1回40分の間で相当の量をこなすことができるようになると思います。「三中てらこや」の実施は、1学期は4回ですが、2学期は15回計画されていますので、自宅で取り組むことが困難な子どもたちは、「三中てらこや」に登録することを勧めます。

さらに、eライブラリには、教科別に期限を指定した「学習指示」を特定の子どもたちや各学級に送信することや、「メッセージ」を個人、学級、学年、全校に送信することもできます。したがって、万が一、本校が臨時休業になった場合や、夏休み期間などに、学習課題を「学習指示」や「メッセージ」で送信することもあり得ますので、まだ活用していないお子さんには、そのようなときにすぐに対応できるよう、1学期の終業式までには一度は活用しておくようお願いいたします。

### お知らせ

- 荒川区中学校総合体育大会バドミントンの部で以下の成績を収めました。  
女子シングルス 第1位 土屋明莉(3年) <その後ブロック大会第2位により都大会出場>  
女子ダブルス 第3位 小田嶋心菜(3年)・小嶋実里(3年) <名簿順に表記しています>
- 荒川区中学校総合体育大会バスケットボールの部で以下の成績を収めました。  
男子バスケットボール部 第2位
- 1年清里移動教室、2年下田移動教室、三組清里移動教室(区内特別支援学級合同)は、9月以降に1泊2日の計画で検討が進められています。